

第 5 部

廃棄物処理
の現況

第5部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現況

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用

1. 家庭ごみ処理の経緯

本市では、「戸田市総合振興計画」及び「ごみ処理基本計画」に基づき各種事業の推進を図っていますが、ここでは、家庭ごみの分別に係る状況の詳細を、下表にてご紹介します。

表 5-1-1 家庭ごみの分別状況等詳細

分別等状況	経緯	収集回数
ごみ袋の透明・半透明化	平成 7年 7月 ~	—
粗大ごみの有料化	平成 12年 9月 ~	
リサイクルプラザの稼働	平成 14年 4月 ~	
家庭ごみの18分別	平成 14年 9月 ~ 平成 30年 3月	
家庭ごみの19分別	平成 30年 4月 ~	
① もやすごみ	昭和 31年 5月 ~	週2回
② ペットボトル	平成 5年 4月 ~	週1回
③ プラスチック製容器包装	平成 14年 9月 ~	週1回
④ 雑紙		
⑤ 体温計・血圧計・蛍光管	平成 7年 12月 ~ 平成 12年 3月 平成 12年 4月 ~	月1回 週1回
⑥ 乾電池・ライター		
⑦ 消火器・バッテリー		
⑧ 不燃物等	昭和 43年 4月 ~	週1回
⑨ スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	平成 9年 4月 ~ 平成 12年 3月 平成 12年 4月 ~	月1回 週1回
⑩ カン・金属類	昭和 62年 6月 ~ 平成 2年 6月 平成 2年 7月 ~	月1回 週1回
⑪ 布類		
⑫ 新聞・チラシ		
⑬ 段ボール		
⑭ 雑誌・本・ノート・辞典		
⑮ ビン類(生きビン)		
⑯ ビン類(雑ビン)		
⑰ 紙パック	平成 9年 4月 ~	週1回
⑱ シュレッダー	平成 30年 4月 ~	週1回
⑲ 粗大ごみ	昭和 53年 4月 ~	申込制

日常生活の中で発生するごみには再利用できるものが多く含まれているため、平成14年9月より家庭ごみの18分別を、平成30年4月より19分別を市民に呼びかけ、家庭ごみの再資源化・減量化を図っています。

また、このことに加えて、生ごみの減量化を図るために、家庭から出た生ごみを溜めた生ごみバケツの回収を通じて「生ごみバケツと花苗交換事業」を実施しています。同事業は、平成19年10月よりフラワーセンター戸田で実施していましたが、平成22年5月、蕨戸田衛生センターの敷地内にリサイクルフラワーセンターを開所したことにより、現在は、蕨市と共同で実施する形を取っています。

同センターにおいては、年間約11万鉢の花苗生産が可能となっていますが、障がい者及び高齢者を積極的に雇用することにより、環境と福祉の融合を図っています。

表 5-1-2 リサイクルフラワーセンター詳細

リサイクルフラワーセンター		
規模	面積	8,746.34 m ²
	設備	温室3基(653.49 m ²)、管理棟1棟、堆肥棟1棟、発芽室1室
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクルによる堆肥化・減量化 ・障がい者・高齢者の雇用促進 ・戸田市・蕨市への花苗提供 ・花のまちづくりの推進によるコミュニティ ・ボランティア育成等環境教育の促進 	
施設運営	蕨戸田衛生センター組合	

なお、同センターにて製造された生ごみ堆肥「戸田の力」については、花苗の栽培に活用しているだけでなく、姉妹都市である美里町の農地へ搬入し、現地の農家にご協力いただきながら、野菜等の低農薬栽培を実施しており、学校給食の食材としての利用や、イベント時の産直販売等により幅広く活用し、本市における食品リサイクルの先駆的な取り組みとなっています。



図 5-1-1 生ごみの堆肥化について

2. 処理費用

市内の各家庭から出されたごみは、蕨戸田衛生センターで分別・焼却処理等を実施しており、これらの事業を実施するための費用として、市から同センターに支払う「組合分担金」や、各種ごみの収集運搬に係る「収集運搬費」及び「その他経費」の内訳は下表のとおりとなります。

表 5-1-3 令和3年度 塵芥し尿処理委託料・組合負担金

区分	世帯数	人口	決算額 (千円)	1世帯当り		1人当り	
				年額 (円)	1日 (円)	年額 (円)	1日 (円)
	(R3.4.1現在)						
組合分担金	67,183	140,952	728,157	10,838.4	29.7	5,166.0	14.2
収集運搬費			560,347	8,340.6	22.9	3,975.4	10.9
その他経費			86,791	1,291.9	3.5	615.7	1.7
合計			1,375,295	20,470.9	56.1	9,757.1	26.8

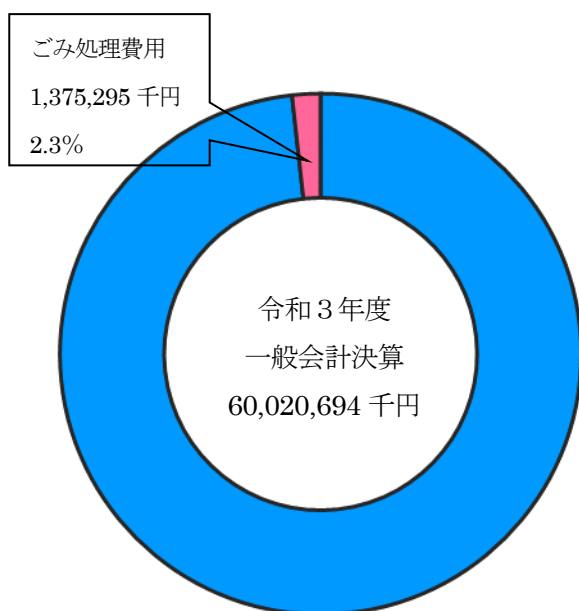


図 5-1-2 市の一般会計とごみ処理費

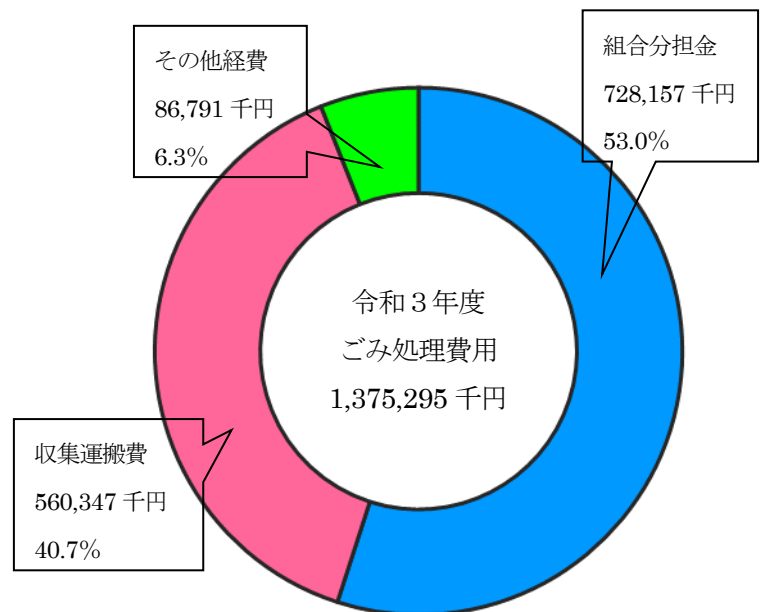


図 5-1-3 ごみ処理費内訳

第2節 ごみの総量と組成

表5-1-4 戸田市ごみ総量

(単位：t)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
人口(人)		139,770		140,645		140,952	
世帯数(世帯)		65,281		66,180		67,183	
可燃ごみ		20,712.4		21,078.2		20,696.6	
(再掲) 上記可燃ごみのうち、蕨戸田衛生センター 延命化工事により市外処理場搬出分		(773.8)		(3,603.6)		(1,490.3)	
不燃ごみ		1,149.2		1,289.4		1,168.0	
粗大ごみ		1,325.4		1,390.1		1,248.5	
下水ごみ(廃土)		172.0		119.8		76.7	
搬入品目		搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量
金属缶類	スチール缶	543.8	169.9	606.7	184.2	598.4	170.8
	アルミ缶		259.0		290.6		297.9
	その他の金属		7.2		10.3		9.9
ガラスびん類	無色ガラス	809.1	252.0	882.2	271.5	894.7	253.1
	茶色ガラス		187.4		193.4		193.0
	その他ガラス		248.7		296.9		308.2
	生ビン		26.1		28.6		27.7
ペットボトル		602.3	532.2	694.4	578.2	698.4	601.1
その他のプラスチック類		1,219.0	674.1	1,279.9	727.8	1,299.4	690.7
雑紙		375.2	396.7	376.4	361.3	363.5	367.1
小計		3,549.4		3,839.6		3,854.4	
直接		資		源		化	
布類 紙類	新開	583.0		521.4		515.8	
	雑誌(H30からシュレッダーごみ含む)	1,025.6		1,055.0		929.2	
	段ボール	1,332.4		1,626.5		1,662.5	
	布類	555.3		646.2		578.8	
	紙パック	29.0		32.7		31.6	
	小計	3,525.2		3,881.8		3,717.9	
家庭ごみ合計		29,659.8		31,598.9		30,762.1	
事業系可燃ごみ		15,564.3		14,794.7		14,179.7	
ごみ総排出量		45,224.1		46,393.6		44,941.8	
1人1日当たりのごみ排出量(単位：g)		886.5		903.7		873.5	
1世帯1日当たりのごみ排出量(単位：g)		1,898.0		1,920.6		1,832.7	

※人口・世帯数は各年4月1日現在

表5-1-5 令和3年度ごみ質分析結果

ごみの種類組成	平均(%・合計100)	備考
紙類	35.1	2ヶ月に1度、もやすごみ(事業系ごみ含む)をサンプリング採取し、ごみの組成を分析結果した平均値。
布類	6.3	
ビニール類	1.4	
プラスチック類	11.4	
ゴム、皮革類	0.5	
木、竹、わら類	5.7	
厨芥類	32.5	
金属類	1.0	
ガラス類	0.2	
セトモノ、石、砂類	0.3	
その他	5.6	

(蕨戸田衛生センターのデータより)

第3節 し尿処理対策の処理状況

し尿については、昭和29年度より収集を業者に委託し、処理を蕨戸田衛生センターで実施していますが、本市の場合は、公共下水道の普及に伴い、対象世帯や処理量は毎年減少を続けています。

表 5-1-6 し尿年度別処理状況

年度	区域人口 (人)	区域外人口 (人)	人口計 (人)	区域世帯 (世帯)	区域外世帯 (世帯)	世帯計 (世帯)	搬入量 (kℓ)		
							生し尿	浄化槽	合計
29	170	93	263	75	45	120	276	5,664	5,940
30	165	84	249	74	39	113	273	5,413	5,686
R1	138	76	214	64	37	101	277	5,502	5,779
R2	140	65	205	64	33	97	258	5,417	5,675
R3	128	61	189	57	32	89	219	4,883	5,102

第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数

家庭ごみの収集日は、下表のとおり、地区別に「もやすごみの日」「もやさないごみの日」「資源物の日」に分かれており、各家庭が指定された曜日の朝8時までにごみ集積所へ排出することになっています。

表 5-1-7 ごみ収集日・ごみ集積所数一覧表

地区	ごみ収集日			ごみ集積所数		
	もやすごみ	もやさないごみ	資源物	路上	共同住宅	合計
1 喜沢1・2丁目 下戸田1・2丁目 中町1丁目	水・土	火	月	265	272	537
2 中町2丁目 喜沢南1・2丁目 川岸1・2丁目 下前1・2丁目	水・土	金	木	208	157	365
3 上戸田1～5丁目 大字上戸田 大字新曾 大字下笹目	火・金	月	土	352	656	1,008
4 本町1～5丁目 戸田公園 南町 川岸3丁目	火・金	木	水	195	278	473
5 新曾南1～4丁目 笹目南町 氷川町1～3丁目 早瀬1・2丁目 笹目5～8丁目	月・木	水	火	317	206	523
6 笹目1～4丁目 笹目北町 美女木1～8丁目 美女木東1・2丁目 美女木北1～3丁目	月・木	土	金	338	279	617
			合計	1,675	1,848	3,523

(令和4年3月31日現在)

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ

1. リサイクル事業の概要

現代社会におけるごみの問題は、排出量の増加や種類の多様化により深刻化しています。その処理に関しては、従来通りの収集運搬及び処分等の適正処理に加え、減量化や資源化を図ることが必要となってきました。

したがって、リサイクルを通じた環境に優しい循環型システムの構築は必須課題であり、行政、市民、事業者それぞれが実践していかなければなりません。

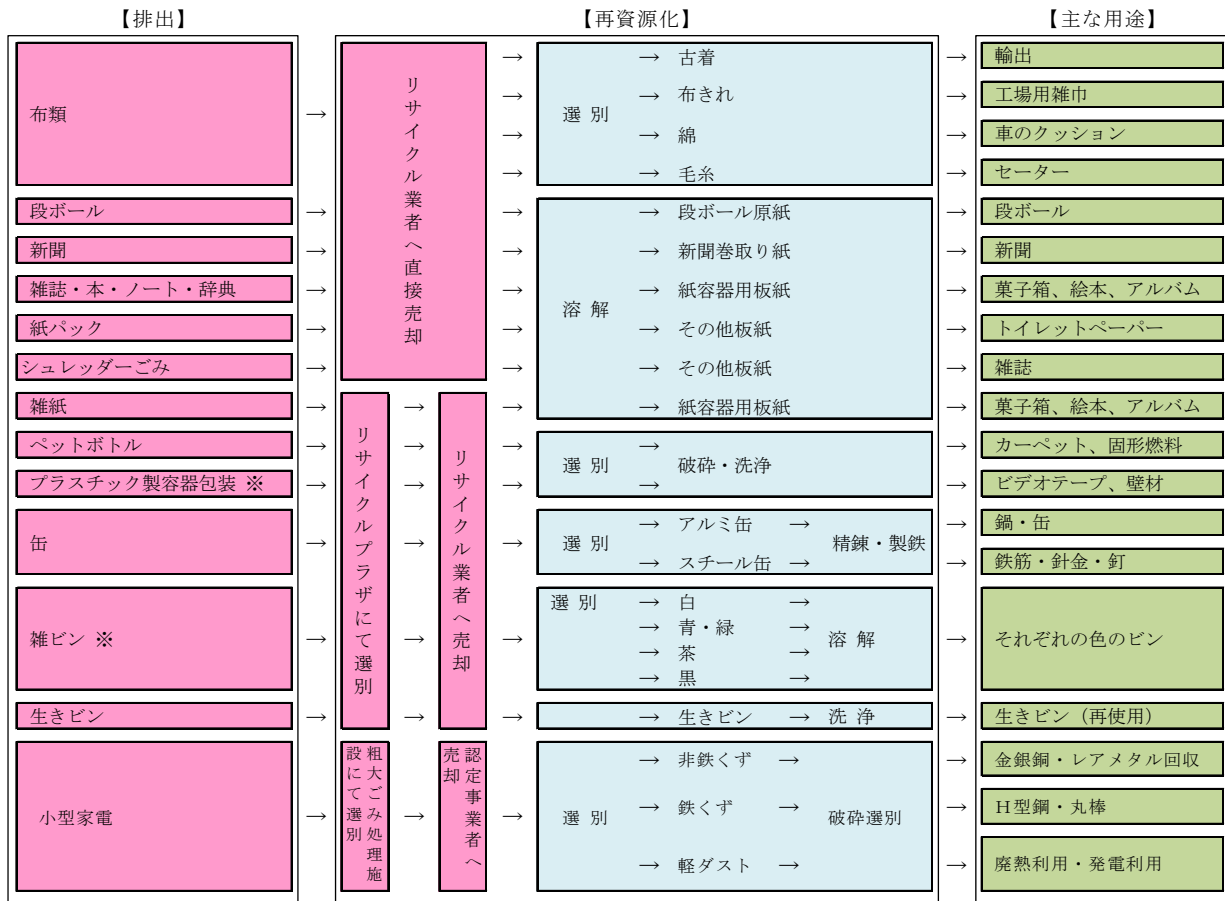
本市では、リサイクル素材を用いた屋上緑化施設「フェルトガーデン戸田」の庁舎屋上への設置、庁舎等から排出された雑紙を用いて製造したトイレットペーパー「戸田ロール」の町会・自治会へのあっせん等、様々な事業を通じてリサイクルを推進するとともに、市民の環境意識の啓発に努めています。

2. ごみの分別と出し方

表 5-2-1 令和3年度 ごみの分別と出し方

区分	主なごみ		出し方
もやすごみ	生ごみ、汚れた紙、枝切れ、革製品、CD、ビデオテープ、アルミホイル、写真、プラマークのついていないプラスチック製品		白色半透明又は透明の袋
もやさないごみ	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料水、酒類、しょうゆ等）	青カゴへ
	プラスチック製容器包装	プラマークのあるもの（プラスチック製容器包装、発泡スチロール及びトレイ、ビニール袋）	白色半透明又は透明の袋
	雑紙	包装紙、紙袋、封筒、ハガキ	白色半透明又は透明の袋（紙袋も可）
	危険物	体温計・血圧計・蛍光管、乾電池・ライター、消火器・バッテリー	白色半透明又は透明の袋（消火器・バッテリーはそのまま）
	不燃物等	セトモノ、ガラス類、傘、小型家電製品（一辺が40cm未満）	黄または赤カゴへ
資源物	カン・金属類	空き缶、茶筒、菓子缶、やかん、フライパン、その他金属（銅・ステンレス・真鍮）	青カゴへ
	スプレー缶等	スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	黄カゴへ （中身を使い切り、穴あけ不要）
	布類	衣類、カーテン、布、タオルケット、毛布	白色半透明又は透明の袋
	紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・ノート・辞典、紙パック、シュレッダーごみ	ヒモでしばる （シュレッダーごみは白色半透明又は透明の袋）
	ビン類	生きビン、雑ビン	生きビンは赤カゴへ 雑ビンは青カゴへ
粗大ごみ	一辺が40cm以上のもの（ふとん、座布団、マットレス、ソファ、自転車等）		電話もしくは電子申請にて回収予約（有料）

3. リサイクルの流れ



※ペットボトルの一部、プラスチック製容器包装及び雑ビンは、業者へ売却ではなく容器包装リサイクル協会に引き渡し

図 5-2-1 資源ごみの処理工程フロー

第 2 節 資源回収の収集量及び売却金額

資源物の「布類」「紙類」については、収集後、本市がリサイクル業者へ直接売却しており、その売上金の一部は町会・自治会へ「資源回収報奨金」として還元しています。

表 5-2-2 令和 3 年度 資源回収品目別売上

	新聞	雑誌	段ボール	布	紙パック	合計
回収量 (kg)	515,800	929,150	1,662,480	578,840	31,620	3,717,890
売却額 (円)	3,094,800	2,787,450	10,388,240	578,840	347,820	17,197,150

第3章 その他の事業

1. 犬の登録と狂犬病予防

飼い主には、飼い犬を狂犬病から守ると同時に、社会に対する責務として、狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の子犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

なお、本市では、毎年 4 月に狂犬病予防注射の集合注射を実施しています。

表 5-3-1 犬の登録と狂犬病予防注射

年度	登録頭数	新規登録数	注射済頭数	注射実施率(%)
24年度	5,014	433	3,163	63.1
25年度	5,164	321	2,920	56.5
26年度	5,338	306	3,372	63.2
27年度	5,405	359	3,320	62.2
28年度	5,045	418	3,313	65.7
29年度	4,953	396	3,400	68.7
30年度	4,909	405	3,328	67.8
令和元年度	4,976	401	3,160	63.5
令和2年度	5,129	596	3,335	65.0
令和3年度	5,331	510	3,354	62.9

2. 動物の死体処理

交通事故等により死亡した飼い主の分からない動物死体は、市が現場にて回収を実施しています。

また、ペットに関しては、飼い主からの依頼に応じて、動物専用焼却炉における合同葬を実施しています。(平成12年9月より有料化・令和元年10月1日から1体1,570円)

表 5-3-2 動物死体の処理数

年度	動物死体回収数(事故等)	合同葬受付数
28年度	627	100
29年度	636	100
30年度	593	105
令和元年度	674	98
令和2年度	594	113
令和3年度	641	118

3. あき地の指導

あき地に雑草が繁茂したまま放置されていると、ごみの不法投棄を誘発し、火災や犯罪、害虫の発生原因となるため、「戸田市あき地の環境保全に関する条例」により所有者に対して指導を行っています。

4. 生ごみ処理機器購入費補助金事業

家庭から出る生ごみの自家処理の促進を目的として、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費の一部を補助しています。

表 5-3-3 補助金による生ごみ処理機器設置台数

年度	コンポスト(基)	バケツ型(基)	電気式(基)	補助金額計(千円)
平成28年度	0	0	4	115
平成29年度	1	0	5	142
30年度	0	0	5	134
令和元年度	0	0	5	122
令和2年度	2	0	10	246
令和3年度	2	1	13	247